

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県等からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府県等からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府県等からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案件番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁	
100050	農村地域工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進	農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	C	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	C	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	C	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	農山村地域の工業等導入促進法による農山村地域の活性化の促進に関する法律第2条、第3条	1 0 7 0 0	宮崎県	農林水産省	
100060	農地転用許可に関する農地転用の促進	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	C	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	C	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	C	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	農地転用促進法第4条第1項、第2条	1 0 7 0 0	兵庫県	農林水産省		
100070	保安林の関与における指定農業者の変更手続きの緩和	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	D	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	C	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	C	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	森林法第33条、森林法第34条の3、森林法施行令第4条	豊田市森づくり特区	1 0 3 0 0	豊田市	愛知県	農林水産省
100080	保安林の関与における指定農業者の変更手続きの引き上げ	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	D	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	C	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	C	森林法第34条の3	森林法第34条の3	森林法第34条の3	1 0 3 0 0	豊田市森づくり特区	豊田市	愛知県	農林水産省
100090	保安林内で行う、林業用輸出施設に関する申請手続の緩和	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	C	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	C	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	C	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	森林法第34条第2項	1 0 8 0 0	豊田市森づくり特区	豊田市	愛知県	農林水産省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係)府省庁		
100100	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利取得に当たっては、原則として50a以上の経営面積が必要とされているが(下限面積要件)、平均経営規模の小さな地域や担い手の不足している地域においては、都道府県知事がこれを50aを限度に引き下げることができる。	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、農地の集約性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは周知しています。 三次市のよな中山間地域の中でも、土地条件の良い地域では、生産法人化・担い手による農地集積が困難ながらも進みますが、地域の中でも山間部などの耕作不利益は集積も困難で売値も進んでいません。 三次市では、平成19年度「環境のみよしの農林業支援プロジェクト」を設置し、この間独自に、新規就農者の研修・生活支援の事業や、耕作放棄地の復旧支援の事業も実施し地域と農業を可成り積み重ねていきました。 一方で都市部長からは、都市から比較的距離で、土地集積も安く、医療・介護機関の充実している三次市を「親よい田舎」として居住地の選択に挙げ、併せて農業従事も希望されるケースが増えています。作付希望される対象は、果樹、畜産、施設野菜にむけ、安全で安心な農作物、無農薬や有機栽培への関心も高まっています。このような多彩な夢や希望に沿った農業は、労働で多額な労力が必要ですが、生産法人等のスケールメリットを生かす農業では守れない農地を守っていくためには必要な手法と考えます。 また、賃借によらず、農地を購入し、その地に根付いて生活し、地域コミュニティを担って欲しいと考えます。そのため、新規就農者について一定の要件を満たす地域においては、土地取得下限面積要件の廃止を提案します。	C	農地法では、農地の権利移動にかかる許可の要件の1つとして、耕作後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域においては、都道府県知事の判断で、弾力的に50aを下げることも可能としている。 なお、12月3日に公表した「農地改革プラン」において、下限面積要件については、農業委員会が地域の事情に応じてさらに弾力的に定めることができるようにすることとしている。	C														1 0 6 0 3 0	三次市	広島県	農林水産省
100110	一般民間企業による農業生産法人への出資比率の引上げ	農地法第2条第7項第2号、農業経営基盤強化促進法第12条、第13条の3、農業経営基盤強化促進法施行規則第14条	農業生産法人の構成員については、法人の農業に常時従事する者や法人に農地を賃借した者に加え、法人と継続的な取引関係を有する関係事業者についても、一定の議決権の範囲内(全体で議決権の1/4以下、かつ、1名当たり総議決権の1/10以下)で構成員となることができ。 なお、農業生産法人が農業経営改善計画について事前検討の認定を受け、その計画に従って関連事業の出資が行われる場合は、総議決権の1/2未満まで出資することができる。	農業生産法人へ一般民間企業が参加する場合のみならず、参入率が低額となっており、効率的な経営、生産、流通による事業規模の拡大、収益性の向上等を行うことができない。現在、我が国においては、農地の集約化等を目的とした事業の事例としての大規模化は活用した。生産性及び生産量の向上を遂げた自給率の向上(食料)による食料の確保は、そのほかにも、大規模な農地を保有し、大規模な農業生産を行ううえにも農業生産法人にあっては、その議決権の大半が参入率を有する。その旨が方針性からみて、物事に備わることがあり、今後制度と実施の準備は大きなものとなることを懸念される。そこで本提案を行うのもであり、これにより、一般民間企業の参入の促進による新たな担い手の確保並びに農業及び農業生産地域の振興を図ると共に自給率の向上に資することができるのみならず、食料の安定供給の確保により、国民の安心の実現につながるものと考えられる。	現行制度においては、一般民間企業は農業生産法人に参加して農業に参入することが可能であるが、当該法人における議決権の上限が10分の1とされているため、実質的な経営に参入するのみならず、参入率が低額となっており、効率的な経営、生産、流通による事業規模の拡大、収益性の向上等を行うことができない。現在、我が国においては、農地の集約化等を目的とした事業の事例としての大規模化は活用した。生産性及び生産量の向上を遂げた自給率の向上(食料)による食料の確保は、そのほかにも、大規模な農地を保有し、大規模な農業生産を行ううえにも農業生産法人にあっては、その議決権の大半が参入率を有する。その旨が方針性からみて、物事に備わることがあり、今後制度と実施の準備は大きなものとなることを懸念される。そこで本提案を行うのもであり、これにより、一般民間企業の参入の促進による新たな担い手の確保並びに農業及び農業生産地域の振興を図ると共に自給率の向上に資することができるのみならず、食料の安定供給の確保により、国民の安心の実現につながるものと考えられる。	D	農業生産法人への出資については、農業生産法人が農業経営改善計画について事前検討の認定を受け、その計画に従って関連事業の出資が行われる場合は、総議決権の1/2未満まで出資することができる。 なお、12月3日に公表した「農地改革プラン」において、食品関連事業者等から農業生産法人への出資に関する制限を緩和することとしている。	貴省ご回答においては、措置の分類をD(現行規定により対応可能)とされているが、現行規定での上限は1/2未満であり、貴方の要望である「1/2まで」の引き上げは、現行規定では対応不可能である。 また、貴省が公表した「農地改革プラン」では、食品関連事業者等から農業生産法人への出資制限を緩和する方向を示してはいるものの、その具体的な数値及び関連する要件の有無等については明らかになっていないため、貴省の出資制限の上限を1/2まで(あるいは1/2以上)とすること及びそれに関連する要件(農業経営改善計画への事前検討の認定等)を課さないことを求めるものである。	C	「農地改革プラン」においては、農地を利用する意欲を有する者に対して農地を利用しやすくなる観点から、賃借権等を設定する場合は要件を緩和することとしており、農業生産法人以外の法人についても賃借による参入を拡大することとしている。 また、食品関連事業者との連携の強化等の観点から農業生産法人への出資制限を緩和することとしている。 なお、具体的数値等については、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持する観点で、今後更に検討を行うこととしているが、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持する考えである。 (※2月24日に「農地法等の一部を改正する法律案」を閣議決定済)										1 0 6 0 3 0	三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省		